日 調 連 発 第 1 7 号
令 和 7 年 5 月 7 日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

令和 7 年 4 月 1 日における国土地理院が管理する電子基準点・三角点・水準点等の標高成果の改定が公表されたことに関する地積測量図の作成等における留意点について（通知）

本年 3 月 28 日付け日調連発第 381 号をもってお知らせした標記の改定に伴い、本年 4 月 1 日以降に行った測量結果を用いて地積測量図及び不動産登記規則第 93 条不動産調査報告書の作成等における留意点について、下記のとおり通知します。

各土地家屋調査士会においては、本件の留意点を貴会会員に周知するとともに、管轄の法務局又は地方法務局と十分な打合せをするなど表示に関する登記の申請について遺漏のないよう配意願います。

なお、本件については、法務省民事局民事第二課と協議済みであることを申し添えます。

記

1　標高成果の改定が明らかである基準点（国土地理院が管理する電子基準点、三角点、水準点等）を使用した場合は、「測地成果 2024」と記載する。

2　標高成果の改定がされていない基本三角点等（都道府県及び市区町村が管理する基準点（街区基準点を含む）、認定登記基準点等）を使用した場合は、従来どおりの記載とする。

3　上記の取扱いについて変更があった場合には、適宜連絡する。

以上